



# 配慮の種類

---

産業医科大学 立石 清一郎

# 就業上の措置の分類

## 安全配慮≡『医学的』に禁忌

- ①仕事をさせると持病が悪化する
- ②事故・災害リスクがある

治療と仕事の両立支援を行うに当たっての  
留意事項 (ガイドライン3ページ)

- ① 安全と健康の確保 (安全配慮)
- ② 労働者本人による取組 (自己保健義務)
- ③ 労働者本人の申出
- ④ 治療と仕事の両立支援の特徴を踏まえた対応
- ⑤ 個別事例の特性に応じた配慮

↓  
Reasonable accommodation

- ⑥ 対象者、対応方法の明確化
- ⑦ 個人情報の保護
- ⑧ 両立支援にかかわる関係者間の連携の重要性

1.2 留意事項

「意見書」復帰時・就業継続時  
両立支援ガイドラインに記載

留意事項通知に係る別紙様式と施設基準に係る別紙  
「別紙様式49」「別紙様式49の2」にも記載

1.4 両立支援の流れ

## Reasonable Accommodation

働くための環境や仕組みを整理すれば無理なく働ける

## 要求業務の大幅な変更 (障害が残る場合の対応)

仕事をする上で調整不可能な能力の欠損がある

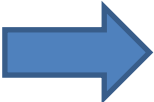
藤野ら. 産業医が実施する就業措置の文脈に関する質的調査.  
産業衛生学雑誌 2012; 54 (6): 267-275を著者改変

# 安全配慮やReasonable accommodationに対する対応モデル

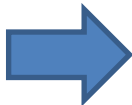
作業内容



症状  
(プロブレム)



仕事上  
困ること



配慮・制限

- ・安全配慮
- ・Reasonable accommodation

医学モデル

# 6. 特殊な場合の対応

両立支援ガイドラインより

## (1) 治療後の経過が悪い場合の対応

労働者の中には、治療後の経過が悪く、病状の悪化により、業務遂行が困難になり、治療と仕事の両立が困難になる場合もある。その場合は、労働者の意向も考慮しつつ、主治医や産業医等の医師の意見を求め、治療や症状の経過に沿って、就業継続の可否について慎重に判断する必要がある。主治医や産業医等の医師が、労働のため病勢が著しく増悪するおそれがあるとして就業継続は困難であると判断した場合には、事業者は、労働安全衛生法第68条に基づき、就業禁止の措置を取る必要がある。

## (2) 障害が残る場合の対応

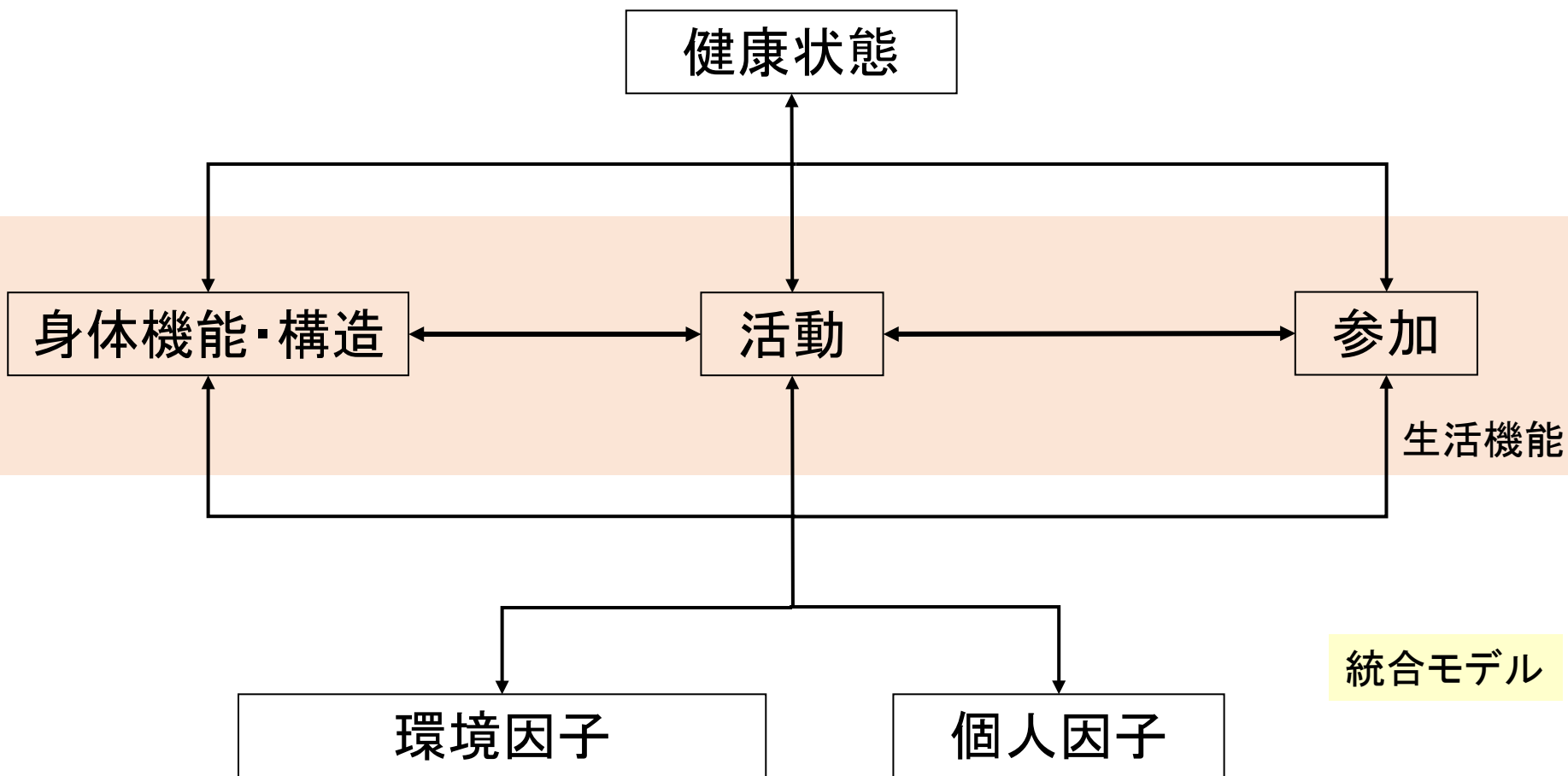
労働者に障害が残ることが判明した場合には、作業転換等の就業上の措置について主治医や産業医等の医師の意見を求め、その意見を勘案し、十分な話し合いを通じて労働者本人の了解が得られるよう努めた上で、就業上の措置を実施する。**期間の限定なく就業上の措置の継続が必要になる場合もあり、その際には、人事労務担当者や所属長・上司、同僚等の理解・協力が重要**である。また、就業上の措置状況について、定期的かつ着実な確認などのフォローが重要である。

医療の要素以上に職場の内情が影響する  
医学モデル < 社会モデル

## (3) 疾病が再発した場合の対応

労働者が通常勤務に復帰した後に、同じ疾病が再発した場合の両立支援も重要である。事業者は、治療と仕事の両立支援を行うに当たっては、あらかじめ疾病が再発することも念頭に置き、再発した際には状況に合わせて改めて検討することが重要である。

# 国際生活機能分類（ICF）



障害があるからできないというモデルからの脱却

# 両立支援の新たな可能性 ～就労が予後に影響を与える可能性

III期およびIV期の口腔がん患者において、復職群が非復職群よりも生存率の向上が認められた

Yuan-Yuei C, Cancer, 2020

肝がん患者全体では、非復職群で生存率の低下が認められた

Shih-Wei Y, BMC Public, 2021

子宮頸がん生存者の生存率は、復職群の方が非復職群よりも有意に高い

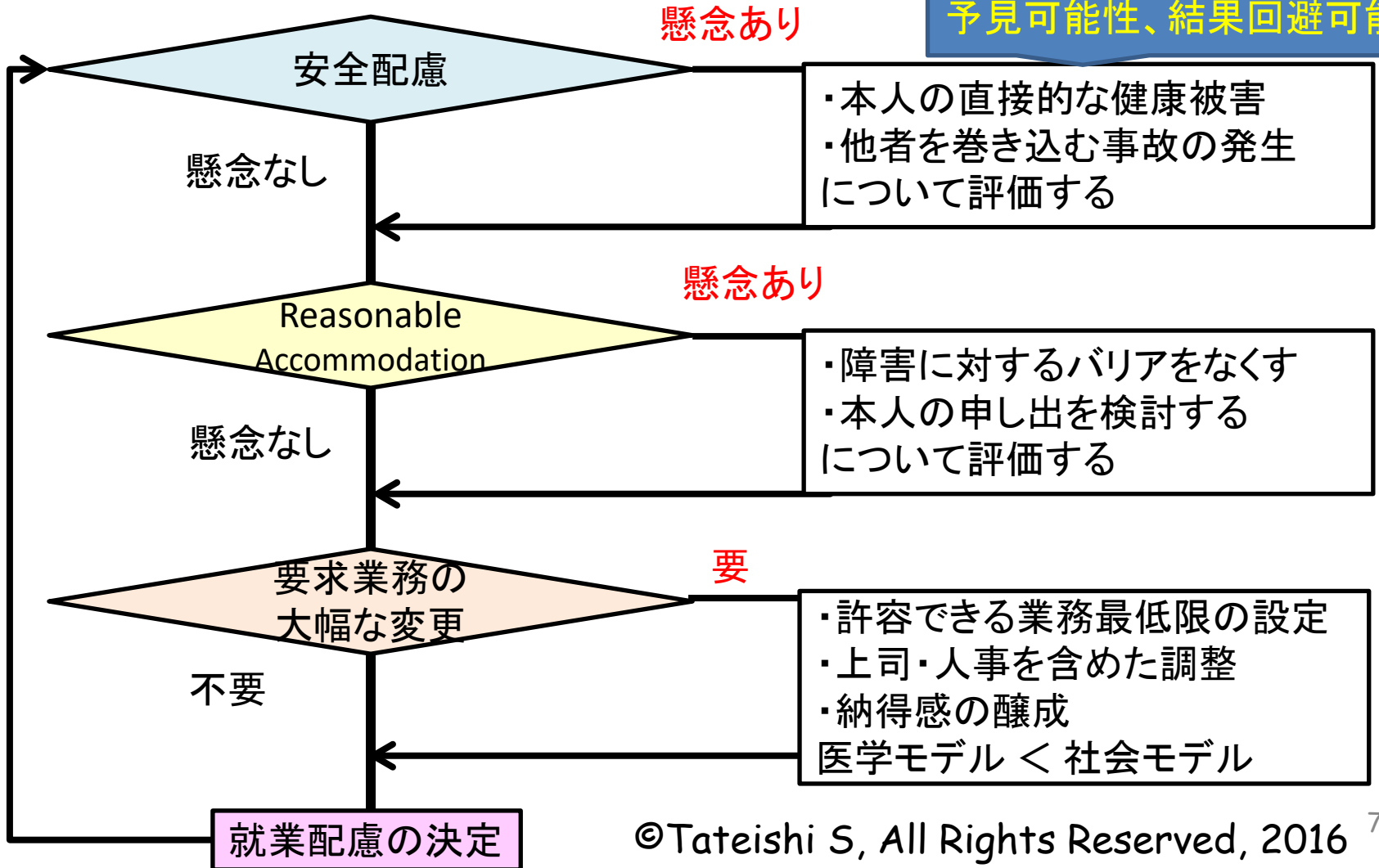
Yu-Shan , Int. J. Environ. Res., 2021

# 両立支援復職ガイダンス

428事例の分析から作成

まずは元の業務に戻ることから検討

予見可能性、結果回避可能性



# 復職ガイダンス サイト

身体疾患患者のための  
復職ガイダンス

◎ お問い合わせ ◎ 産業医科大学



復職ガイダンス

標準的な考え方

事例集

参考情報

## お知らせ

2020年3月31日 R2年度の両立支援に関する説明が、日本医師会から出ております。 >

2020年1月29日 中医協で両立支援が取り上げられています >

2020年1月24日 産業医大書式の勤務情報提供書をアップロードしました >

2019年10月31日 中医協で両立支援が取り上げられています >

<https://www.ryoritsu.dohcuoeh.com/fukushokuguidance/>





このコンテンツは、厚生労働科学研究費補助金（労働安全衛生総合研究事業）

「医療機関における治療と仕事の両立支援の推進に資する研究（20JA0601）」

研究代表者 産業医科大学 立石清一郎 により作成されました。